

# 国民経済計算審議会基礎資料

消費部会関係

昭和40年3月

経済企画庁経済研究所国民所得部

## 目 次

<b>概念・表章形式関係</b>	1
家計外消費について (No. 1-4)	3
小委員会における問題点と審議経過 (No. 3-1)	5
国民経済計算の新旧勘定切替えに関して概念および推計上の問題点と要望事項	9
国民経済計算審議会第6回消費部会の書面審議について	11
 <b>推計方法関係</b>	13
個人消費支出現行推計と各種試算の比較 (35年度) (No. 1-1)	15
昭和35年度家計調査法(人的方法)による個人消費支出 (No. 1-2)	17
小売販売法(商業統計表)による推計を中心とした昭和35年度の個人消費支出(試算) (No. 1-3)	35
個人消費支出現行推計と各種試算の比較(第二次試算) (No. 2-1)	53
個人貯蓄の主体別推計昭和35年度 (No. 2-2)	55
家計調査法を中心とした個人消費支出(第二次試算) (No. 2-3)	61
小売評価法による35年度飲食費の推計(試算) (No. 2-4)	69
サービス消費の物的的方法による推計(試算) (No. 2-5)	74
小売評価法による昭和35年度の光熱費推計(試算) (No. 2-6)	100
個人消費支出現行推計と各種試算の比較 (No. 3-2)	106
被服費の物的的方法による試算	108
コモ法による耐久消費財の推計結果表	116
個人貯蓄関係資料(総合部会貯蓄小委員会資料)	123
「家計調査」における「交際費・こづかい」の過少について (No. 4-2)	139
民間非営利団体等消費および投資の推計 (No. 4-3)	141

個人消費支出の推計(試算)結果について 30~37年度 (No.5-1)	145
個人消費支出細分化の方法と問題点 (No.5-2)	161
個人消費支出の推計結果について(第二次試算) (No.6-3)	226
産業連関表との関係	233
昭和35年産業連関表運賃率・商業マージン率表	235
家計調査法を中心とした個人消費支出(試算)	247
昭和35年産業連関表における家計外支出(第一次報告) (No.3-3)	262
家計調査法を中心とした個人消費支出(第二次試算)	266
生産着価格による個人消費支出の産業連関表との対比表	280
農林省分担部門の家計及び家計外への産出推計	286
家計消費金額推計(繊維関係)	290
最終需要総額と第1次供給額との Unbalance の調整方法	294
家計部門の産業連関表との調整状況 (No.4-1)	295
個人消費支出の購入着価格による産業連関表との比較表	304
産業連関表最終計数による家計部門の費目別集計表	311
産業連関表との調整計数(最終)	318
昭和35年の産業連関表と国民所得との対比表	320
昭和30年産業連関表との調整状況について	321

# 概念 · 表 章 形 式 關 係

~

# 家計外消費について

(消費部会資料 No. 1-4)

## 1. 家計外消費とは

家計外消費とは企業の間接経費のうちで、家計の補充としての性格を有する費目、つまり企業の消費的経費（30年産業連関表では *Business Consumption Expenditure* と呼んでいる）のことと、次の三つに大別される。

- 交際費、接待費等の社用消費
- 福利厚生費のうち、現物給与的な費目および法定福利費（この両者は本來勤労所得と考えられる）を除く部分
- 出張旅費

## 2. 家計外消費の額

30年産業連関表において推計された家計外消費とその内訳は次の通りである。

交際費	156.820	(百万円)
福利厚生費	120.962	
旅費	110.070	
合計	387.852	

ただし上記の福利厚生費には、現物給与的な費目および法定福利費を、また旅費には通勤交通費支給額（これらはいづれも勤労

所得と考えられる）をそれぞれ含む。

## 3. 家計外消費の従来の取扱い方

- 現行国民所得統計においては、全額を中間財として国民所得推計から除外
- 30年産業連関表では、家計外消費は内生部門とされた（すなわち営業費扱い）。
- 35年産業連関表では、外生部門として取扱い、附加価値および最終需要のそれぞれに家計外消費として特掲される（すなわち営業剝剥として生産部門から民間消費支出部門へ現物を振替えられるとみる）。

## 4. 国民経済計算調査委員会の家計外消費の取扱いに対する考え方

同調査委員会・消費投費専門委員会報告書に述べられているように、（同報告 57 ヘ 58 頁参照）、同委員会は家計外消費を現行のようにすべて中間財とみなして、国民所得推計から除外することは問題であるとしている。

しかし、所得に計上する場合には、家計外消費①“給与所得”および“家計消費”的両者に計上してバランスさせる。

②“法人所得”および“その他の消費（純粋の家計消費に対して）”の両者に計してバランスさせる……という立案。

また所得には算入しないで ③ 調整項目中に“その他の消費”に見合うノ項目をたてる。

という合計3つの案を示しているが、明確な結論は提示していない。

#### 5. SNA（国連標準方式）の考え方

○ SNAにおいては“家計外消費”という概念規定はない。したがって家計および企業の財貨、サービスに対する経常的支出は、すべて“final products”に対する家計の消費支出”か “intermediate products”に対する企業の経費支出”かのいずれかに分類される。

○ 賃金・俸給以外の企業の経費支出のうちから、勤労所得ならばに家計の消費支出に impute する際の一般的原則は ① もし企業がそれを支出しなければ必然的に家計が支出しなければならない場合に限る。② しかも企業によるその経費支出が商業上の必要経費としてこの範囲を明らかに逸脱している場合に限る。

#### 6. 現状と問題点

○ 35年産業連関表の作成作業の一環として、経済企画庁経済研究所で実施した「法人企業間接費調査」は、家計外消費を推計するための特別調査であって、この調査を利用して推計された家計外消費（個人企業分を含む）は次の通りである。

交際費	1,98,221 (百万円)
福利厚生費	1,53,677
旅費	200,061
合計	551,959

すなわち法定福利費、現物給与および通勤交通費込みで推計すれば 551,959 百万円 + 160,714 百万円 = 712,673 百万円となる。

○ 現行国民所得推計は、家計外消費のほぼ全額を企業経費として除外しているが、この取扱いに対して、国民経済計算調査委員会が問題を提起する際の論拠として、家計外消費は、我が国消費支出の特異形態で、かつ我が国において異常に多額であるとしている。したがって家計外消費の取扱いに関する我々の議論の前提として、我が国の家計外消費の水準が国際比較上どの程度のものであるかをまず明らかにしておく必要がある。

## 小委員会における問題点と審議経過

(消費部会資料 No.3-1)

### I 家計外消費の問題点と小委員会審議経過

#### 1. 問題点

- a. 家計外消費をSNAなどの考え方を参考にして明らかにする。
- b. 家計外消費中個人消費支出として取扱うべき項目の決定
- c. 個人消費支出とみなされない家計外消費の取扱い方

#### 2. 討議経過

##### a. 概念について

- (1) SNAは家計外消費について直接明確な概念規定はないが、これに拘泥する文脈から判断すると
- ① 「企業がそれを支出しなければ必然的に家計が支出しなければならない場合に限る」
- ② しかも「企業による経費支出が営業上の必要経費としての範囲を明らかに逸脱している場合に限る」とし、かなり家計への *impute* を制限しているものと判断される。したがって国際比較および国民所得勘定の原則を考慮しこの考え方で処理すべきであろう。
- ③ 但し、国民所得を *welfare* の観点からも利用するよう考慮すべきである。とくに日本は家計外消費が外国

にくらべて大きいと考えられるし、またコモ法を採用している國ではそのほとんどが事实上個人消費支出扱いとなっているので事実問題としてはこの方が国際比較の上からも適当であるとの意見もあった。

##### b. 取扱いについて

- ① 法定福利費、現物給与、通勤費などは既に個人消費支出として取扱っているので問題はない。したがって従来個人消費支出として取扱われていない、交際費、福利厚生費、旅費、宣伝費が問題ではあるが、これを(1)の基準に照らして具体的に企業経費と個人消費的なものとに分離することは困難である。
- ② 但し少なくとも会社の給与住宅については、持家住宅について民営借家などの家賃で帰属計算を行なっている点からみて給与住宅についても一般家賃で評価計上すべきである。
- ③ 企業の経費として個人消費支出に計上しない家計外消費についても、できるだけ詳細なデータについて、これを別掲し、利用者の便に供することとする。

## II 個人消費の諸推計の問題点と小委員会討議経過

### 1. 問題点

個人消費については家計調査法、小売販売法（食料、被服、雀賣の一部（サービス））、小売評価法（食料、光熱、被服）、コモディティ・フロー法（耐久消費財）、産業連関表（食料、衣料）および個人貯蓄などの推計結果について検討したが、その主要問題点は次の通りである。

- a. 家計調査法 —— 農家・非農家・単身世帯について分けて推計しているか ①家計調査にへせくり消費主として酒、たばこなどの点で過少推計になっている ②単身世帯は34年の全国消費実態調査による単身世帯の支出を、国鉄駆民の単身世帯の支出で延長しているが、この調査は sample 数が過少である。 ③農家・非農家世帯配分上の問題
- b. 小売販売店 ①家計外消費が含まれている。 ②会社、官庁、駅などの売店販売分が脱漏している。
- c. 小売評価法 ①加工食品と原料との関係が確認されていない。 ②価格は原則として家計調査の平均価格を取っているが、価格の妥当性に問題があり、③被服については、自付に問題があり、十分検討の必要がある。
- d. コモディティ・フロー法 ①小売マージン率および投資、消費の振り分け率に問題がある。
- e. 産業連関表 —— 概念の上で国民所得の個人消費支出と一致し得るか否か。
- f. 個人貯蓄 —— 貯蓄動向調査による貯蓄率と家計調査による

貯蓄率との差があまりに大き過ぎる。

以上の諸方法中どの方法を採用するか ①採用を決める場合の基準をどこにおくか（たとえば基礎資料推計方法の精度など） ②採用に当り一つの方法に徹するか、混合方式を取るか、混合方式を取るにしてもどの程度のものにするかなどが問題である。

### 2. 討議経過

- a. 家計調査法は問題点はあるがその他の推計方法と比較すれば、すべてものではない。 ①個人消費支出の概念を家計が支出したものを中心として考えるならば、家計調査法が最も適当であろう。 ②とにかく毎年同じ方法である方が望ましい。若干の欠陥はあっても毎年同じ方法で推計できるので家計調査法がよい。 ③データの信頼性からいっても他の方法よりましである。
- b. 金額から出発するコモディティ・フロー法、小売販売法は、相当信頼性がおける。家計調査法をチェックすることにより双方の精度向上に役立つだろう。家計調査の補充として使用出来るものもある。参考系列として充実をはかる必要がある。
- c. 小売評価法は推計方法にエラーの出る度合が大きく、とくに価格に問題があるのでこれも参考程度にとどまるべきであろう。しかしものによってはかなり精度のあるものもあるのでそれについても家計調査の補充ないし参考系列として充実の必要がある。

- a 貯蓄推計については、貯蓄動向調査による実物貯蓄（土地、建物関係）と家計調査による実物貯蓄相当部分との差が甚だ大きい（流動性貯蓄部分はほど等しいようだ）ので、この点面調査における取扱いの相異を明らかにして、推計方法を再検討する要あり。
- e 一元方式か混合方式かは原則として一元方式が望ましい。とくに家計調査法の弱い点、たとえば地代家賃・医療現物、酒、たばこなどについては補充の要あり。

### III 個人消費の表章形式について

#### 1 問題点

- a 総合部会提案（SNA方式）に移行できるか、  
b とくに非営利団体の表示のしかたについて、  
c 個人区分勘定において非営利団体の消費につき特掲の必要はないか。

#### 2 討議の経過

- a 國際比較等も考慮し、家計調査の品目別基本表により兩分しなるべく総合部会の提案のような細分類をする。  
b その場合SNAでは非営利団体の消費が各項目の中に入っているが、わが國では不可能だから最後に非営利団体消費總計を計上する。

個人消費支出の表章形式

現行國民所得	国連標準方式（総合部会案）
飲食費 一般家庭 学校給食 自衛隊現物給与	1. 食品 2. 飲料 3. 煙草
被服費 一般家庭 自衛隊現物給与	4. 衣料およびその他身回品
光熱費	5. 柴料および炉火
住居費 地代・家賃 その他	6. 賃貸料および水道料 7. 家具備品および世帯道具
雜費 金融機関等の帰属サービス 社会保障による医療現物給付 本邦人海外雑消費 (控除)國民所得バランス上の重複分等	8. 家庭内作業 9. 化粧および保健 10. 交通および通信 11. リクリエーションおよび娯楽 12. その他のサービス
	13. (控除) 海外へ送られた現物贈与 (税額) (1~13) 國内市場における個人消費支出
	14. 海外における住居者の支出
	15. (控除) 当該国における非居住者の支出
	合計(家計および民間非営利団体の消費支出)
	1. 耐久財 2. 非耐久財 3. サービス

個人の処分勘定

3.1 個人消費支出 (1.5)	3.6 <u>雇用者所得</u> (2.1)
3.2 個人税および税外負担 (4.6)	3.7 個人業主所得 (2.2)
3.3 社会保険にたいする負担 (4.9)	3.8 個人の財産所得 (2.3)
3.4 海外への振替 (6.5)	3.9 (控除) 消費者負債利子 (2.8)
3.5 個人貯蓄 (5.5)	3.10 政府からの振替 (3.10)
個人所得の処分	個人所得

個人の処分勘定開保附属表(消費部会案)

1 食品
2 飲料
3 煙草
4 衣料およびその他身廻品
5 燃料および灯火
6 賃貸料および水道料
7 家具備品および世帯道具
8 家庭内作業
9 化粧および保健
10 交通および通信
11 リクリエーションおよび娯楽
12 その他のサービス
13 (控除) 海外へ送られた現物贈与 (税額) (1~13) 国内市場における個人消費支出
14 海外における居住者の支出
15 (控除) 当該国における非居住者の支出
16 非営利団体の消費支出
合計(家計および民間非営利団体の消費支出)
1 耐久性
2 非耐久財
3 サービス

## 国民経済計算の新旧勘定切替に關して概念および推計上の問題点と要望事項

計画局 計量班

### I 概念上および発表形式の問題点

1 35年の政府発表の公式の産業連関表との概念上の調整を緊急に行うこと、これに関する—

(1) 家計外消費は、経済審議会国民生活分科会でも討議中であるが、最終消費として、支出面に特徴し、また所得面では企業投資として特徴するとともに、GDP, GNEに含めることが望ましい。さもないと物的面とのチェックが極めて困難となるばかりでなく、社会的福祉指標としての消費水準の国際比較もむずかしくなると思われる。計量小委員会の長期モデルでも消費水準の国際比較を行っているが、この場合でも家計外消費を「民間消費支出」の一項目として特徴することを希望している。従って民間消費支出を 1)個人消費、2)非営利団体消費、3)家計外消費の三本立てとするのが望ましい。

B 制度別、産業(購入者)別、固定資本形成を土地と中古資産を含めた概念として再調整をすること、これも国際比較上、投資政策上、極めて利用価値を高めることと思われる。なお、この場合、ストック面との調整も重要であろう。この面の推計(国民バランスシート)とも将来適合性をとることが必要である。

C 政府建物の帰属評価は国際比較上、また個人部門との統一性を図るためにも必要と思われる。

D 固定資本形式に対して Scrap Adjustment を行うべきであろう。(これは所得面と適合性を保つうえでも重要である。)

(2) 可処分所得の概念については国際比較上、「政府へのその他の移動支出」をも含めて、個人税とともに、個人所得から控除すべきである。

3. 生産函数測定上、産業別固定資本形成、補填、資本ストックの実質額による時系列が必要である。この点で産業別資本種類別の cross tabulation による系列を作成されたい。

(4) 個人貯蓄、法人貯蓄、政府貯蓄について、マネーフロー、その他からの直接推計を強化し、この面からの貯蓄の内訳も利用出来ることが望ましい。

5. 産業別国内国民所得(実債)の系列を至急 double deflation 方式によって利用可能にしておくこと。

これは生産函数上、国際比較上、早急に必要である。

6. 産業別の就業者数についても、中分類別に今後毎年推計結果を発表することが望ましい。

⑦ その他国連のSNAの発表形式に完全に統一化するとともに  
これとのECD方式と僅かに差異があるときは翻訳可能にして  
おくこと。（日本的な勘定体系と概念構成は特に必要な場合に  
は参考として掲げる程度に止めるべきである。）

## II 新勘定の暫定試算結果の精度について

① 個人消費支出は物的面からの毎年の推計結果がないので新方  
式の精度を充分にチェックできない。このため、物的面からの  
時系列データを至急推計することが必要と思われる。また、両  
者の比較のため家計外消費の時系列が必要である。人的方法に  
ついても推計過程が詳細に検討されるまでは精度の評価は困難  
である。

2 推算については新方式のデフレーターがないので物的推計、  
機械の出荷指指数等との完全な比較がむづかしい。

3 個人業主所得（とくに非農林業主）の変更によってかなり大  
きな差異が表われているがこれも推計方法の内容が充分に検討  
されるまでは新方式の利点が明らかでない。

4 繼続所得の修正は35年以降、格差（＝新旧変換比率）がへ  
っている（とくに37年）が、この点まだ原因が明らかでない。

5 個人野薔薇マネーフロー面からのチェックがまだ充分に行は  
れていない。

6 全般的にデフレーターが新方式ではないため、新旧の本格的  
な検討が困難である。

7 以上の諸点から30年以降の新勘定の精度を直に評価出来ま  
いか「統計上の翻訳」の方針はむしろ改善の方向にあり、30

年

年の産業連関表とも個人消費と在庫投資を除くと両者の数値  
は割合に接近している。従って、今後はかなり日時を費すならば新勘定の精度は向上することは確である。この場合、と  
くに生産および物的面からの推計を確実に固めて行くことが  
当面の急務であると思われる。

## 国民経済計算審議会第6回消費部会の書面審議について

経企研オノ六号

昭和39年1月14日

殿

国民経済計算審議会

消費部会長 伊太知 良太郎

国民経済計算審議会第6回消費部会  
の書面審議について

拝啓 愈々御清様の事と存じ上ります。

さて去る39年11月24日付け経企研オノ六号をもって御通知申し上げましたオル回消費部会(12月8日開催)は当日多数の委員、専門委員から御欠席の通知を受け、かつ前経済研究所長吉植信の死去が重なったため、急遽取止めることにいたしました。他方総合部会が1月28日開催となって居り、オル回部会の再招集は、時期的に困難視されますので、書面審議をお願い致いたく下記資料送付申し上ります。御審査をお願い致します。

なお、別添資料(特に「家計外消費」の取扱いについては別記)で総合部会にはかりたいと存じますので御意見がございましたら1月20日までに御申越し願いたいと存じます。

記

国民経済計算審議会

消費部会資料NO.6-1

「家計外消費」の取扱いについての消費部会小委員会の  
再検討経過について

〃 NO.6-2

昭和30年度産業連関表との調整状況について

〃 NO.6-3

昭和30～32年度個人消費支出の推計結果について(一  
次試算)

[別記]

「家計外消費」の取扱いについて  
わが国で「家計外消費」とよばれてされているものに企業の交際費、接待費、福利厚生費などがある。

企業が購入する経営的な財貨サービスのうち、この「家計外消費」に関連するものについてどのようなものを個人消費支出( Personal consumption expenditure )および雇用者所得( compensation of employees )として計上し、どのようなものを中間生産物( intermediate products )に対する企業の経費支出( business cost )として取り扱うかについて、SNA

では必ずしも明確に規定していないが、つきのような原則的な考え方をもつていると解釈できる。

すなわち、賃金俸給以外の企業の経費支出のうちから、雇用者所得および家計の消費支出に帰属計算（impute）すべきものの目安として

- ① もし企業がそれを支出しなければ必然的に家計が支出しなければならぬものに限る。
- ② しかも企業が経費として取り扱っている支出が営業上の必要経費の範囲をあきらかに逸脱している場合に限る。

という一般的な基準が示されている。

以上の解釈によれば、賃金俸給への追加とみなしうる現物給与・給与住宅等は個人消費支出および雇用者所得に計上することに向いてはないと、その他区分不明の項目が数多くある。

ところで、わが国で従来「家計外消費」とよばれてきたのをさらに細かく分類してみると

- ① 交際費・接待費等の社用消費
- ② 福利厚生費のうち現物給与的の項目および法定福利費を除く部分

#### ③ 出張旅費

#### ④ その他（厚生施設の減価償却費、人件費など）

があるが、このうち企業の経費として取り扱うことが不適当である個人消費支出として取り扱うことが明らかに妥当と考えられ、しかも相当な精度で推計できるものがあればできるだけこれを個人消費支出とする。残余の大部分は上記基準に照らして明らかに個人消費支出とみることが不適当なものであるか、ないしは不明確なものがあつて、これらを現段階でそのまま個人消費支出（personal consumption expenditure）および雇用者所得に、いいかえると国民総支出および分配国民所得に計上することには問題がある。このような問題のある部分について 35 年を推計した結果によれば、より 35 年にのぼり 39 年度ではノ兆円を超えるものと推定されるが、その信頼度はさわめて低いものである。このような大額にのぼり極めて精度の低いものを国民所得計算の中に含めることは適当でないと考えられる。

したがつて「家計外消費」のうち経費として取り扱うべき部分と個人消費支出に含めるべき部分について概念的・計数的把握については将来にめどねることとして現段階では「家計外消費」を「所得」に含めず、その全額を個人消費支出に関する付属表の欄外に特掲して利用者の便に供するものとする。